

## 官民境界確認申請について

### 1 申請書の添付書類について

申請書には、次の書類等を添付し、正副1部ずつ（**計2部**）提出をお願いします。

位置図

法務局備付けの地図又は公図の写し

仮測量図（道水路の幅員を明記したもの）及び横断面図

委任状

その他参考資料（地積測量図、換地図、豊明市備付けの境界確定図等）

申請地及び相隣地の登記情報の写し

道路が4m未満の場合は、対側地の公図及び登記情報の写し

その他、管理者が必要と認める資料がある場合は添付をお願いすることがあります。

### 2 事務の流れについて

**立会い省略の場合がありますので、申請書提出時には現地の仮点にマーキング等をしておいてください。**

| 立会い（委託）の場合                     | 立会い省略                 | その他               |
|--------------------------------|-----------------------|-------------------|
| 申請者が官民境界承認立会申請書（正・副）を豊明市土木課に提出 |                       |                   |
| 書類審査（1週間～10日程度）                |                       |                   |
| 公嘱の担当調査士から申請者へ立会い日時の調整         | 豊明市による現地確認            | 個別対応（豊明市から申請者に連絡） |
| 現地立会い                          | 豊明市から申請者に立会い省略する旨連絡   |                   |
| 申請者は豊明市へ確定図ほかの必要書類を提出          | 申請者は豊明市へ確定図ほかの必要書類を提出 |                   |

不備や修正等の必要がある場合に、公嘱より申請者へ連絡する場合があります。

### 3 境界確定（証明書交付）のための提出書類について

次の から の書類等を、表のとおりご提出ください。

確定測量図

横断面図

隣接土地所有者の承諾書（写し）

官民境界の境界標の写真（近景及び遠景）

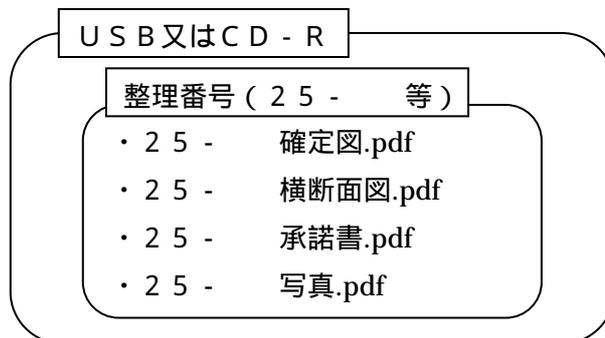
道路幅員が4 m未満の場合は、対側土地所有者の承諾書

（ただし、対側地について確定測量図が豊明市に備え付けてある場合は、その旨明記して承諾書の添付を省略することが可能です）

|      | 提出用             | 証明（返却）用      | 記録メディア                |
|------|-----------------|--------------|-----------------------|
| 必要書類 | ～ を印刷し、ホチキスで綴じる | ～ を印刷して職印で契印 | ～ を下記の要領でUSB又はCD-Rに保存 |

記録メディアには、代理人からお伝えする整理番号名をつけたフォルダを作成し、そのフォルダの中に上記 ～ を保存してください。記録メディアは証明書交付時にお返しします。

【例】



PDFのほか、公囑が立会った場合はCADデータの提出をお願いする場合があります。

### 4 その他

#### ・対側土地所有者の承諾書について

道路幅員が4 m未満の場合は、対側土地所有者の承諾書が必要です。申請地と道路との境界は、対側土地の前面道路の幅員にも影響するものです。特に建築の条件に関わる4 mという基準を下回る場合は対側土地所有者の承諾書を添付していただきますようお願いします。

#### ・境界を越境する構造物がある場合について

官民共に境界を越境する構造物がある場合は確定図または横断面図に明示するようお願いします。